

各位

国土交通省自動車局

「熱中症警戒アラート（試行）」の周知等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」の実践が求められているところです。

今般、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、気象庁及び環境省は、熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供（「熱中症警戒アラート（試行）」）を、今年度は令和2年7月1日～10月28日に関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）において、実施することになりました。

※ 来年度から全国で、本格運用を予定。

関係団体におかれましては、「熱中症警戒アラート（試行）」について周知いただくとともに、アラートが発表された際には、熱中症予防対策の普段以上の徹底をお願いいたします。

（発表方法）

- 高温注意情報を、発表基準をこれまでの気温から暑さ指数に換え、関東甲信地方の1都8県において「熱中衆警戒アラート」として、先行的に情報発表を行う（関東甲信地方以外は例年とおり気温を基準とした高温注意情報を発表する）。
- 関東甲信地方の1都8県ごとに暑さ指数予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数を33℃以上と予測した日（前日）の17時頃に「第1号」を発表し、当日5時頃に「第2号」を発表する、等。

（情報伝達方法）

- 気象庁のウェブサイト及び環境省の熱中症予防情報サイトに掲載。
- 報道機関、地方公共団体・関係団体からそれぞれ警戒を発信。

（別添）

- 「熱中症警戒アラート（試行）」が始まります（令和2年6月16日気象庁プレス発表資料）